

『夏の心豊かな青少年を育てる運動月間』

テーマ： 明るく たくましく すこやかに

期間 7月1日～8月31日

主催 鹿児島県・鹿児島県青少年育成県民会議

○推進（活動）内容

- ①広報、啓発活動の推進
- ②非行防止活動の推進
- ③交通事故・水難事故防止の推進
- ④青少年を取り巻く社会環境の浄化活動の推進
- ⑤健全な家庭づくりの推進
- ⑥青少年の社会参加活動の推進



『社会を明るくする運動』 強調月間です。

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの厚生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

家庭の対話を充実させて犯罪や非行を未然に防止しましょう。

●重点目標

＜犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支え、人々が支え合って生きていく明るい地域づくりに参画する＞

●標語

＜ふれあいと 対話が築く 明るい社会＞

『青少年の非行問題に取り組む全国強調月間』

～青少年の非行防止対策に協力に取り組む運動月間～

期間 7月1日～7月31日

主催 内閣府・青少年育成推進会議

大崎町情報公開制度(7月1日施行)のお知らせ

- 情報公開制度とは？ 皆さんが、町政などに関して「こんなことが知りたい」と思ったときに、町のもっている公文書などの公開を請求できる制度です。
- 対象となる町の機関 町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会
- 対象となる公文書 町の機関が作成し又は取得した文書、図画、写真など管理しているもので、平成15年度以降に属するものです。
ただし、平成14年度以前のもは、開示のための整理の終わったものから順次開示していきます。
- 開示できない公文書 『原則開示』ですが、例外としてつぎのようなものは開示できないことがあります。
 - (1) 個人のプライバシーに関するもの
 - (2) 法人などの正当な利益を害するもの
 - (3) 国、県、市町村などとの協力関係を損なうおそれがあるもの
 - (4) 未確定で町民の誤解を招くなど公正な意思形成に著しい支障があるもの
 - (5) 監査、試験、交渉などの事務事業の公正円滑な執行に著しい支障があるもの
 - (6) 人の生命、財産などの保護、犯罪の予防などに支障があるもの
 - (7) 法令等で開示が禁止されているもの
- 請求の方法 所定の請求書(公文書開示請求書)に必要な事項を記載して、開示請求しようとする課窓口へ提出するか又は郵送していただくこととなります。
- 開示・不開示の決定 開示・不開示の決定は、請求のあった日から原則として15日以内に行われ、書面で通知されます。
- 開示の実施 開示決定通知書で日時、場所をお知らせします。閲覧は無料ですが、写しを交付する場合は、白黒コピーは1枚20円、カラーコピーは1枚100円を負担していただきます。

情報公開制度についての問い合わせは、役場総務課 行政係 TEL76-1111 (内線212)
役場野方支所 TEL78-2111